

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和4年7月20日開催 信託協会]

1. ロシア連邦向け信託サービスの提供の禁止について

- ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、7月5日に、信託サービスの提供の禁止を含む、ロシア連邦向けの追加制裁措置が閣議了解された。
- 信託に関する制裁措置は、外為法に係る財務省告示の改正により手当されており、具体的には、
 - ① ロシア連邦向けの役務取引であって、信託業法第2条第1項に規定する信託業に係る労務又は便益の提供、及び、
 - ② ロシア連邦向けの資本取引のうち、信託契約に基づく債権の発生等に係る取引について、一部の例外を除き、財務省の許可を得ることが必要とされている。
- 信託を含むロシア連邦向けのサービスの提供に関する制裁措置の適用には、一定の猶予期間が設けられており、9月5日以降に開始される取引について適用される。
- 各社におかれては、改めて追加制裁措置の内容について確認いただき、履行の徹底をお願いしたい。

2. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査について

- 金融機関における障がい者等に配慮した取組みに関し、2010年から毎年アンケート調査を実施しているところ。2021年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努

力義務から義務へと改めるなど、引き続き障がい者等に配慮した取組みに対する社会の期待は高い状況にあることから、2022年度においてもアンケート調査を行った。

- アンケート項目については、代筆・代読対応の取組状況に関する項目のほか、2021年7月に提供が開始された公共インフラとしての電話リレーサービスの対応状況に関する項目について主に追加した。
- 電話リレーサービスを用いた聴覚障がい者等からの連絡については、連絡の受け手が電話リレーサービスの仕組みを理解し、電話による連絡と同様に対応することが求められる。
- 公共インフラとしての電話リレーサービスの提供開始前である2021年3月末時点における各金融機関の対応状況は低調（信託銀行全体の33.3%）であった。2021年よりも取組みが進んでいると思うが、電話リレーサービス含め障がい者等に配慮した取組みに関し、経営陣のリーダーシップのもと、更なる対応促進に取り組んでいただきたい。

3. 金融業界における書面・押印・対面手続の見直しについて

- 2021事務年度においても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、金融業界における見直しの進捗状況や取組事例、引き続きの課題等についてフォローアップを行い、今般（6月24日）、その結果概要を公表した。
- 業界慣行による書面・押印・対面手続の見直しについては、法令等の規制に基づく手続とは異なり、業界全体での積極的な対応や各金融機関の創意工夫等を通じた継続的な取組みが不可欠である。
- 協会においては、こうした認識の下、具体的な期間を設けて、業界慣行における書面・押印・対面手続の見直しに向けて取り組むべき事項を策定し、その具体的な進捗状況を定期的に確認すること等を通じて、その着実な進展を図ることが期待される。

- 具体的な取組事項の検討に際しては、
 - ・ オンライン手続の利用状況の把握・分析を踏まえた利用率向上の検討
 - ・ 各社における課題や取組事例の実質的な共有
 - ・ オンライン手続における公的個人認証サービスの活用を含めた各種手続の更なる電子化の促進
- といった、結果概要で示された今後の主なフォローアップのポイントを参照いただきたい。

4. 公的年金シミュレーターについて

- 4月25日、厚生労働省が「公的年金シミュレーター」の試験運用を開始した。これは、2022年4月以降に送付された「ねんきん定期便」に記載の二次元コードをスマートフォンやタブレットで読み取り、生年月日を入力するだけで、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールである。
- 顧客のライフプランやニーズに応じた商品提案を行うために、個々人の年金を「見える化」する、こうしたツールも有効になり得ると考えるので、活用を検討いただきたい。
- なお、顧客の資産形成に資するツールとしては、NISA、つみたてNISAやiDeCoのような税制優遇制度もある。こうしたものも、顧客のニーズに応じてご提案をいただき、引き続き、顧客本位の業務運営に努めていただきたい。

5. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」改訂について

- 「マネロンガイドラインに関するよくある質問(FAQ)」については、金融機関からいろいろな意見・質問が寄せられており、特に質問の多かった部分の考え方を明確に示すべく、FAQの改訂案を、5月に各協会に送付し、意見やコメントを募集した。

- 改定案に関して、協会からも多数の貴重な意見等をいただいた。
- 現在、いただいた意見等について精査を行っており、後日回答予定。また、いただいた意見等も踏まえ再度検討した改訂版 FAQ を近日中に公表する予定。

6. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 2021 事務年度のシステム障害について、「障害発生の端緒」に着目して、原因と課題を分析し、6月30日に公表した。
- 本レポートも参考として、システムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

7. 「金融機関の IT ガバナンス等に関する調査結果レポート」について

- 2021事務年度の金融機関(メガバンク、地域銀行、信用金庫)のITガバナンスの取組状況を調査し、6月30日に公表した。
- 各金融機関においては、本レポートも参考に創意工夫を重ねて、DX等の更なる推進に取り組んでいただきたい。

8. 顧客本位の業務運営について

- 6月30日に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。
- 本資料では、
 - ・ 一部の販売会社における創意工夫を背景に、顧客による販売会社の選択のメカニズムの実現が見られる一方、
 - ・ 多くの販売会社においては販売態勢面での実践や、取組方針等の「見える化」に課題があり、その背景には顧客本位の業務運営を経営課題として取

り組んでいない可能性があること

- ・ 仕組債についての商品性、販売体制の問題点を指摘した上で、取扱いを継続する場合、そうした問題点について経営レベルでの議論が必要

といった点を指摘している。

○ 今後のモニタリングの主要な観点としては、

- ・ 経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において、その内容を明確化・具体化しているか
- ・ 取組方針が営業現場に定着し成果が出ているか

といった点を考えている。

○ 引き続き、顧客本位の業務運営の実現に向けて、対応いただきたい。

9. 経済安全保障推進法について

○ 5月11日、第208回通常国会にて経済安全保障推進法が成立。同法の4本柱の一つとして、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度が措置されている。同制度では、金融を含む基幹インフラの事業者は、その重要設備の導入等に当たって事前審査が求められる。

○ 対象事業者の指定基準や重要設備の範囲など制度の詳細については、今後、規制の対象を最小限にするという制度趣旨を念頭に、業界からのヒアリングを通じて、業務の実態を踏まえて検討される。

○ 同法の規制対象としては、一般的には、中小規模の事業者は想定されていないことに留意されたい。

10. サステナブルファイナンスの取組みについて

○ 脱炭素や「新しい資本主義」の実現などが大きな課題となる中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっており、金融庁としても重

要テーマとして施策を進めてきたところ。

- 7月13日に、サステナブルファイナンスの推進に係る過去1年の施策の進捗、更なる課題と対応の方向性を取りまとめた「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議」の「第二次報告書」を公表した。
- 第二次報告書には、
 - ・ 「**企業開示の充実**」として、6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで、有価証券報告書にサステナビリティ開示の欄を設ける旨の提言を取りまとめており、今後、速やかに関係府令等の整備を進めていくべきこと
 - ・ 「**市場機能の発揮**」として、例えば、企業のESGの取組みを評価するESG評価機関について、評価の公平性等を確保するための「ESG評価機関の行動規範」の案を7月12日に公表しており、評価機関に賛同を求め実施を促していくべきこと
 - ・ 「**金融機関の投融資先支援とリスク管理**」について、7月12日に、金融機関向けの気候変動対応の「ガイダンス」を策定・公表しており、今後、金融機関等によるリスク管理の取組みの深化や顧客事業者との対話が重要となること

といった内容を盛り込んでいる。

- これらの文書にも記載があるが、信託銀行については、長期の資産運用の受託を受けるアセット・マネージャーとして、
 - ・ アセットオーナーにおけるESG課題の考慮についての基本的な投資方針も踏まえつつ、自らのサステナビリティの考慮について知見を高め、投資先企業を適切に理解し、資産の成長・持続可能性を確保することを通じ、アセットオーナーの便益向上に貢献していくこと

が期待されるものと考えている。

- 信託銀行においても、この1年の間に、
 - ・ ネットゼロに向けた国際的イニシアティブ(NZAM)に参加し、気候変動問

題に関するリスクと機会を適切に捉え、エンゲージメントや議決権行使等、投資家として取り得るアプローチ等について海外金融機関と議論を深めるといった取組みをいただいていると承知。引き続き、運用を受託する機関投資家としてネットゼロに向けたアセットオーナーとの協調のあり方等について実務を深めていただきたい。

11. マイナンバーカードの取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、業界の皆様におかれては、様々なご協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2021年6月 → 2022年6月)

交付枚数 : 約 4,044 万枚 → 約 5,660 万枚

人口に対する交付枚数率 : 31.8% → 44.7%

- 3月に開催された「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」でデジタル庁より示された資料によれば、「銀行業」における取得率は約 61%であり、全 98 業種のうち 29 位となっている。
- 他業種における取得率も上昇しているところ、協力依頼を发出したが、協会におかれては、引き続き、マイナンバーカードの取得と利活用の促進に尽力いただきたい。
- また、政府としては、マイナポータルでの公金受取口座登録の受付を開始したとともに、マイナポイント第 2 弾として、1 人当たり最大 2 万円相当のポイントを付与することとしており、こうした取組みも活用いただきたい。

12. 暗号資産に関する動向について

- 暗号資産に関する動向を紹介する。金融安定理事会 (FSB) は、7 月 11 日、「暗号資産関連の活動に対する国際的な規制・監督に関するステートメント」と題する声明を公表した。この声明のポイントは次のとおり。

- ① 声明は、第一に、暗号資産交換業者に対しては、規制を遵守する必要性を、各国当局に対しては、FATF 基準などの国際スタンダードを実施する必要性を指摘している。
 - ② 声明は、第二に、引き続き FSB が暗号資産やステーブルコインに対する強固な規制・監督政策の策定と実施へ向けた作業に取り組む、と述べている。具体的には、FSB は、10 月の G20 に 2 つの市中協議文書を提出する予定である。一つは、2020 年に公表したグローバル・ステーブルコインに関する「10 のハイレベルな規制・監督・監視上の勧告」の見直しに関するもの、もう一つは、暗号資産に関する規制監督アプローチの国際的な一貫性を促すものである。
 - ③ 声明は、このほか、他の基準設定主体における暗号資産関連の取組みに対する歓迎や支持も表明している。具体的には、暗号資産エクスポージャーに係る健全性規制上の取扱いに関するバーゼル委員会（BCBS）の取組み等である。
- 2022 年 6 月、金融庁の羽渕国際政策管理官が、FATF 基準改訂等を担当する部会の共同議長に指名された。共同議長職への就任は、①我が国の実情や考え方を国際的な議論に反映する、②世界の議論を我が国のマネロン等対策の向上に繋げるという観点から重要な進展である。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。

13. 7 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 7 月 15 日から 16 日にかけて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、世界経済や金融セクターに関する論点等が議論された。今後、10 月に財務大臣・中央銀行総裁会議が、11 月に首脳会議が開催される予定。
- 今回の会合後には、議長国インドネシアから、会議における各国の意見や広く支持を得た内容をまとめた「G20 議長サマリー」が公表された。主なポイントは次のとおり。
- ・ サステナブルファイナンスについては、傘下のサステナブルファイナンス作業部会（SFWG）を中心に議論が進展していることが歓迎された。SFWG

では、トランジションファイナンスに関するハイレベル枠組みや、金融機関のネットゼロに向けたコミットメントの信頼性向上に関する作業が続けられており、10月の大臣総裁会議に報告される予定。

- ・ 金融規制やシステムに関する論点については、暗号資産に対する強固な規制・監督に向けたFSBの進行中の作業が歓迎された。作業の結果は、10月のG20大臣総裁会議に報告される予定。また、FATF（金融活動作業部会）の暗号資産に関する基準、特にトラベルルールを効果的に実施することが支持されている。

（以上）